

【解説】2025年日本国際博覧会における仮設建築物許可基準について

2025年日本国際博覧会における仮設建築物に限定した許可基準として「2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第5項及び第6項の規定に基づく仮設建築物許可基準」が大阪市より令和3年12月1日付で制定されました。
このうち建築基準法第20条（構造耐力）に関する留意事項を下記に示します。

留意事項	内容
法20条第1項各号に定める基準の準用	・ 法第20条の建築物の区分に応じた構造計算方法を採用する。 ・ この際、仮設建築物の場合に適用除外となる項目については、法令通り適用除外とする。ただし、単に適用除外ではなく、当該規定の主旨を踏まえた代替措置をとる※1 こと。 ・ 法令で想定していない新たな構造方法により計画される建築物については、法第38条等による大臣認定等の取得が必要。
構造計算適合性判定	・ 仮設建築物は法令上、構造計算適合性判定の対象とはならないが、「ルート3」「限界耐力計算」を行うものについては任意の構造適判が必要。 ・ ルート2主事が審査する・しないに関わらず、ルート2の場合は任意の構造適判は不要。
仮設許可と確認審査	・ 仮設許可：構造耐力上の安全性について確認した旨の書類を構造設計者名で提出。その際、「①準用する構造計算基準」「②適用除外とする項目の代替確認方法」を記載すること。 ・ 確認審査：①②に沿った計画・計算であるかを確認する。 ・ 任意の構造適判を求める建築計画（ルート3、限界耐力計算）については、構造適判機関が発行する「適合判定通知書」（写し可）の提出を受けてから確認済証交付。

※1：「代替措置」または「代替措置の妥当性」については、**GBRCの安全審査や性能証明**がご活用いただけます。

また、GBRCで安全審査を受けていただいた場合、規模によらずGBRCにて建築確認審査を受けていただくこともできるため、手続きがスムーズになります。

まずはお気軽にご相談ください。

その他、許可基準に関する詳細は下記をご確認ください。

参照：大阪市HPより

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/kisoku_kohyo/toshikeikaku/0000549600.html



【イベント】GBRC構造技術セミナー開催報告

2021年12月3日（オンデマンド配信は12月3日～12月17日）に2021年度GBRC構造技術セミナーを開催しました。今年度のセミナーは『**あたらしいモノづくり**』をテーマに、特別講演とパネルディスカッションを大阪・中之島会館にて実施し、その様子をライブ配信しました。

特別講演は2025年大阪・関西万博や3Dプリンターについて、5名の講師の方々よりご講演いただきました。パネルディスカッションでは「3Dプリンターがもたらすモノづくりの未来」をテーマに活発に討論が行われ、聴講者の方々からいただいたご意見・ご質問により議論が深まり盛会となりました。また、オンデマンド配信ではGBRC性能評定課・構造試験室・構造計算判定部より最新情報を発信いたしました。

今回のセミナーでは、会場：74名、配信：227名と多くの方々にご参加いただきました。年末のお忙しい中ご参加いただき、ありがとうございました。

①会場講演（ライブ配信あり）

(敬称略)

【特別講演1】「大阪・関西万博の開催に向けて」	(公社) 2025年日本国際博覧会協会 整備局長 阿部 正和
【特別講演2】「3Dプリンティングと環境メタマテリアル」	慶應義塾大学 環境情報学部 教授 田中 浩也
【特別講演3】「3Dプリンターの実例紹介」	株式会社大林組 設計本部 構造設計部 部長 中塚 光一 清水建設株式会社 技術研究所 社会システム技術センター主任研究員 小倉 大季 株式会社竹中工務店 技術研究所 未来・先端技術研究部 研究主任 木下 拓也
【パネルディスカッション】 「3Dプリンターがもたらすモノづくりの未来」	(前掲) 田中 浩也、(前掲) 中塚 光一、(前掲) 小倉 大季、(前掲) 木下 拓也 コーディネーター：(一財) 日本建築総合試験所 建築確認評定センター長 角 彰

②オンデマンド配信

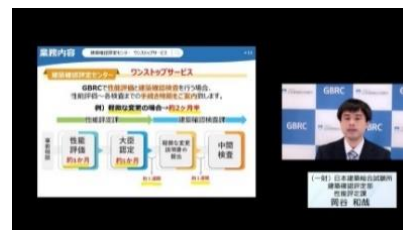
・性能評価の現況、最新情報のご紹介	(一財) 日本建築総合試験所 性能評定課 構造グループ
・構造実験業務のご紹介／構造判定センターのご紹介	(一財) 日本建築総合試験所 構造試験室／構造計算判定部



会場講演（中之島会館）



ライブ配信（映像）



オンデマンド配信（映像）



会場 3Dプリンターサンプル展示

【トピックス】変更項目一覧表の記載方法

この度、変更手続き時の「変更項目一覧表」について、様式が統一化されることとなりました。

書式は大きくは変わりませんが、「主として主架構等に関する変更」「二次部材に関する変更」「その他の変更」の3つに分類して記載していただくことになります。

様式の適用は2022年4月1日となりますが、今後変更申請される際は本様式をご使用いただくようお願いいたします。

(詳細は本号の付録をご参照ください。)

<作成例>

「主として主架構等に関する変更」
「二次部材に関する変更」「その他の変更」で分類

変更項目一覧表

変更内容
例) ・断面形状の変更
・配筋の変更 等

主として主架構等に関する変更

No.	変更概要	変更内容及び 主な変更箇所	検討結果又は所見
1	大梁の変更	①断面形状の変更 【別添-●～●】 <代表断面> ・1階G5 X□-□間/Y□ H-□-□-□-□ ⇒H-□-□-□-□ 【別添-●】 ・上記以外の変更 【別添-●】 ②配筋の変更 ・FG5 D16@200 ⇒D16@150	変更後の断面で 検討を行った結果、許容応力度 以内であり、構造安全上問題ないことを確認した。 (最大検定比： ○) 【検討資料●】

変更概要：部材単位
例) ・大梁の変更
・柱の変更 等

該当箇所数が多い場合は、代表箇所のみ
の記載でも可

通し番号でなくても可
(二次部材に関する変更を「2」とし、「2-1」、「2-2」でも可)

別添番号の記載は以下を推奨

まとめて記載：**赤字**
個別に記載：**青字**

二次部材等に関する変更

No.	変更概要	変更内容及び 主な変更箇所	検討結果又は所見
2	小梁の変更	レベルの変更 ・5階sb12 X□-□間/Y□ SL-○○⇒SL-○○ 【別添-●】	構造安全上影響のない変更であり、問題ないと判断した。
3	スラブの変更	仕様の変更 【別添-●～●】	構造安全上影響のない変更であり、問題ないと判断した。

その他の変更

No.	変更概要	変更内容及び 主な変更箇所	検討結果又は所見
4	記載事項の変更	申請者名の変更 【別添-●】	—

【認定情報】審査期間

●認定審査期間の実績(2021.10月～12月) (性能評価期間は含みません)

	標準期間※1	実績
新規	2ヶ月	48、60～61 日 (2ヶ月程度)
新規 (特定天井あり※2)	2.5ヶ月	—
計画変更	1.5ヶ月	31日※3 (1ヶ月程度)
計画変更 (特定天井あり※2)	2ヶ月	—
軽微な変更	1ヶ月	14、28～31日※4 (1ヶ月程度)
軽微な変更 (特定天井あり※2)	1.5ヶ月	—

—は該当期間内での実績なしを示す

- ※1 標準期間は認定申請～認定書交付までの標準日数を表しています。
- ※2 特定天井がある場合は「通常の審査期間 + 0.5ヶ月」を目安としてください。
- ※3 軽微変更に近い程度の変更だったため、31日で交付されました。
- ※4 変更項目の少ない案件は14日で交付されました。

- ・新型コロナウイルス対策対応により、国交省への対面での認定申請は原則行わないこととなっています。

【編集後記】

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。
2022年の干支は壬寅(みずのえ・とら)にあたります。調べると、壬寅は厳しい冬を越えて、春の芽吹きの中で華々しく生まれ成長する年を表しているとのこと。新型コロナの影響で我慢も多いですが、いつもの新しい日常が戻りつつあるように感じています。
本年が皆様にとって、新しい芽が成長し、力溢れる素敵な年となりますように。(O)

【お知らせ】免震材料等の製品適合確認業務について

免震材料等の品質管理体制強化に伴い、2021年10月より、性能評定課にて立会検査業務を開始いたしました。GBRCが第三者として、検査に関するノウハウを活かしスムーズな検査を実施いたします。

すでに検査の実績もありますので、ご興味のある方は一度GBRCまでお問い合わせください。



【お知らせ】請求書の電子発行開始のお知らせ

ペーパーレス化やテレワークを始めとするお客様の新しい働き方への対応を目的に、請求書の電子発行を開始させていただくことになりましたので、お知らせ致します。

- ・開始時期：2022年1月4日発行分より開始
- ・対象業務：性能評定課の受託業務（性能評価業務・独自評価業務）全般並びに試験研究センターが実施する性能評価業務及び同関連業務

※ 発行に関する詳細は、以下の当法人サイトをご覧下さい。
https://www.gbrc.or.jp/assets/documents/center/building_confirm_manual202112.pdf

※紙での請求書発行をご要望される場合は、申請書の所定の欄にその旨をご記載下さい。



【お知らせ】アンケートへのご協力のお礼

昨年10月から11月にかけて、直近3年間の性能評価をご提出いただいた方々を中心にアンケートを実施いたしました。
今回いただいたご意見・ご要望については、今後の委員会運営において活用させていただきます。ご協力いただきありがとうございました。



発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課
担当：大谷、甲谷、尻無濱
TEL：080(8303)3867 FAX：06(6966)7680
E-mail：seinou@gbrc.or.jp